

静脈路確保プロトコール

和歌山県救急救命協議会

平成26年7月1日策定

- 1 静脈路確保の適応については別表1に定める。
- 2 静脈路確保が必要な場合には、その可否、留置針のサイズ、点滴速度、薬剤投与について医師の具体的指示を受ける。なお、心肺停止状態でない傷病者に対する静脈路の確保や薬剤（アドレナリン・ブドウ糖）の投与を行なう場合は、それぞれのプロトコールに従う。
- 3 静脈路確保に要する時間は、90秒以内とし3回以上穿刺は禁止する。
- 4 走行中でも穿刺ができれば実施して良い。
- 5 穿刺する際には、他の隊員に知らせ、針刺し事故の発生に十分注意する。
- 6 搬送中は液の漏れ、留置針の抜け等に注意する。
- 7 静脈路確保のみに現場滞在時間を延長することは避け、迅速な医療機関搬送に努めること。